

内閣参質二一九第五九号

令和七年十二月十二日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員石垣のりこ君提出高市内閣総理大臣の答弁の撤回に係る認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出高市内閣総理大臣の答弁の撤回に係る認識に関する質問に対する答弁書
一から三までについて

御指摘の「答弁は撤回されたと・・・認識」並びにお尋ねの「政府の見解とは異なる個人的な見解」及び「範囲内と認識」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般に、いかなる事態が存立危機事態に該当するかについては、事態の個別具体的な状況に即して、政府がその持ち得る全ての情報を総合して客観的かつ合理的に判断することとなるものであるというのが政府の見解であり、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十六号）が成立して以降、その旨を一貫して答弁してきている。

四について

お尋ねの趣旨が明らかではなく、また、お尋ねの「政府の見解とは異なる個人的な見解」及び「表明せずに発言や答弁」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。